

# 公益事業における環境マネジメント手法と公会計

藤本 孝一郎

はじめに

従来、公衆衛生の向上や公害問題の解決が中心とされていた廃棄物・リサイクル行政及び市町村の一般廃棄物処理事業は、現在、循環型社会の形成を目指す段階となっている。このような情勢の下「一般廃棄物会計基準」が制定された。本稿では一般廃棄物会計基準について総覧し、その諸会計原則および報告の特徴を示し、公益事業としての廃棄物処理事業の情報と公会計および環境会計とのかかわりを検討した。

## 1. 公益事業と会計情報

### 1.1 一般廃棄物会計基準の意義

環境省では平成17年度から2年間にわたり、一般廃棄物処理に関する事業に係るコスト分析の標準的手法について検討された。その結果「一般廃棄物会計基準」(以下、「本会計基準」として、市町村における一般廃棄物処理に関する事業に係るコスト分析及び評価・助言のための基準が公表された。(注1)

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R(注2)に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。

施策の検討過程では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることが指摘されている。

従来、公益事業としての、一般廃棄物処理に関する係るコストの分析方法については統一的なものがなかった。コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していない。「本会計基準」によりコスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的支援が可能になるとされている。本稿ではその諸会計原則および報告の特徴を示し、公会計や環境会計とのかかわりを検討した。

## 1.2 計算書類の意義

「本会計基準」では、財務書類の作成主体を市町村（組合を含む。）としている。一般廃棄物会計に係る財務書類を作成する目的は、利害関係者の意志決定に関する有用な情報を提供することとされている。「本会計基準」により市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となる。さらに、市町村が情報利用者に対し責任を会計的に明らかにする、いわゆる「パブリック・アカウンタビリティ（公的説明責任）」を根拠としている。このような目的から諸会計原則や費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法が定められている。次に一般原則の概要と財務報告の構成を検討する。

## 2. 一般原則の概要

### 2.1 目的適合性の原則

一般廃棄物処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとって、どれだけ有用性があるかを意味する。このとき目的適合性の有無の判断に、次のような要素を規定している。

「事後の評価可能性」：情報利用者が事後的に市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価すること。「予測・シミュレーション可能性」：情報利用者が市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うこと。「適時性」：財務書類が遅延なく作成されていること。

### 2.2 信頼性の原則

市町村における一般廃棄物処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味している。信頼性の有無の判断に、次のような要素を規定している。

「実質優先主義」：財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映していること。「中立性」：情報利用者の意志決定を歪めないこと。「表示の忠実性」：財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっていること。

### 2.3 その他

以上の2つの原則を中心に、さらにその他の一般原則として、次の2点が規定されている。「重要性」：財務情報の省略または誤表示が意思決定に影響する、または許容される程度。「比較可能性」財務情報の会計期間や他の市町村との比較が可能であること。

## 2.4 財務報告書の構成

一般廃棄物会計に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る「原価計算書」、一般廃棄物の処理に関する事業に係る「行政コスト計算書」、一般廃棄物の処理に関する事業に係る「資産・負債一覧」とされている。以下、概要を示す。

### 「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」

市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理（収集過般、中間処理、資源化、最終処分）について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表す。一般廃棄物処理の効率性を検証するための情報となる。

### 「一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」

市町村が行う一般廃棄物処理（原価計算書の対象）を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表す。一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報となる。

### 「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表す。当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用その他、資産の更新や修繕の計画的実施などに役立てることができる。

## 3. 公会計と環境会計情報との関わり

近年、地方公共団体の経営を進めるため、内部管理と外部報告への財務情報開示の重要性が拡大してきている。また公会計制度の各種の整備が地方公共団体においてすすめられている。一般廃棄物会計基準は、総務省が設置する新地方公会計制度研究会がとりまとめた「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年）に基本的に準拠し、公会計制度の拡張の一つの方向を示している。主として、資産・負債・費用・収益の定義、区分や減価償却の方法、対象さらに連結手法等で連関する。

このように地方公共団体での公会計において、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者にも事業の理解を得るために意義がある。

さらに環境省による「環境会計ガイドライン2005年版」（平成17年）に基づいて環境会計を実施している場合、次のような関係が認められる。

事業エリア内コストの資源循環コストのうち「一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト」及び「一般廃棄物の処理・処分のためのコスト」は、原価計算書の作業部門の費用に該当する。また管理活動コストのうち、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用は、

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の管理部門の経常費用「その他の一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用」に該当する。環境保全対策に伴う経済効果の実質的効果の収益のうち、リサイクルによる有価物の売却収入は、原価計算書の「資源売却収入」に該当する。

今後、環境問題や循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、具体的な施策や、施設整備を含めた処理システム最適化等の基礎情報および住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報が必要とされる。市町村による一般廃棄物処理に関する事業に係る会計の意義は大きい。最後に報告様式の一部を示す。(図)

## おわりに

近年、環境問題に対する論議の高まりから、環境に関する財務報告制度の重要性も認識されつつある。本会計基準は、各自治体における一般廃棄物処理計画となる処理システム形成に利用されるが、定期的に評価及び見直しも必要である。さらに改善と充実をはかる点から、今後も一般廃棄物会計の適用状況を考察し、さらに公経営情報との関連について研究したい。

図. 報告様式例の一部（一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書）

(経常収益の部、円単位)

(3) 経常収益			
経常業務収益			
大項目	小項目		
①業務収益	自己収入	XXX	XXX
	その他の業務収益	XXX	
②業務外収益	受取利息等	XXX	XXX
	その他の業務外収益	XXX	
	合計		XXX
経常移転収入			
大項目			
経常移転収入			XXX
その他収益			
大項目	小項目		
その他収益	○○○	XXX	XXX
	○○○	XXX	
	○○○	XXX	
	○○○	XXX	
	○○○	XXX	
	○○○	XXX	
経常収益合計			
	合計		XXX

### 【注】

1. 地方自治法第254条の4に基づくものである。
2. 「3 R」はリデュース (Reduce:発生抑制), リユース (Reuse:再使用), リサイクル (Recycle:再生利用・エネルギー利用をいう)。

### 【参考文献】

- [1] 吉沢 正著「環境マネジメントシステム」日本規格協会,2004
- [2] 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「一般廃棄物会計基準」環境省, 2007
- [3] 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「一般廃棄物処理システムの指針」環境省, 2007
- [4] 瓦田太賀四・陳琦著「公会計の進展」清文社,2002
- [5] 瓦田 太賀四著「地方公営企業会計論」清文社,2005

他